

第 6 回阿蘇市議会会議録

1. 令和 2 年 11 月 27 日 午前 10 時 00 分 招集
2. 令和 2 年 12 月 11 日 午前 10 時 00 分 開議
3. 令和 2 年 12 月 11 日 午後 1 時 47 分 閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	佐藤和宏	2 番	佐藤菊男
3 番	児玉正孝	4 番	甲斐純一郎
5 番	立石昭夫	6 番	竹原祐一
7 番	岩下礼治	8 番	谷崎利浩
9 番	園田浩文	10 番	菅敏徳
11 番	市原正	12 番	森元秀一
13 番	大倉幸也	14 番	田中弘子
15 番	五嶋義行	16 番	藏原博敏
17 番	古木孝宏	18 番	田中則次
19 番	河崎徳雄	20 番	湯浅正司

欠席議員

なし

7. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	和田一彦
教育長	阿南誠一郎	総務部長	高木洋
市民部長	宮崎隆	経済部長	阿部節生
土木部長	吉良玲二	教育部長	山口貴生
阿蘇医療センター事務部長	井野孝文	総務課長	村山健一
福祉課長	松岡幸治	農政課長	佐伯寛文
建設課長	中本知己	財政課長	廣瀬和英
教育課長	藤井栄治	政策防災課長	加藤勇二郎
ほけん課長	古閑茂雄	観光課長	秦美保子
住環境課長	藤田浩司	市民課長	森永智保
まちづくり課長	荒木仁		

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	本山英二	議会事務局次長	市原多喜男
書記	山本悠未		

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 一般質問

日程第2 委員会の閉会中の継続審査（調査）について

午前 10 時 00 分 開議

1 開議宣告

○議長（湯浅正司君） おはようございます。

ただ今の出席議員は 20 名であります。したがって、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりです。

それでは、早速議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（湯浅正司君） 日程第1「一般質問」を行います。

昨日も申し上げましたが、一般質問の所要時間が 45 分と定められております。したがって、質問者の議員におかれましては簡潔な質問と、執行部におかれましては的確な答弁をお願いし、議会の運営に御協力をお願いしたいと思います。

また、傍聴席の市民の皆さんにも傍聴規定に基づきまして、私語・雑談等につきましては御遠慮いただきますように御協力をお願い申し上げます。

これより順次一般質問を許します。

4 番議員、甲斐純一郎君。

○4 番（甲斐純一郎君） おはようございます。4 番議員の甲斐でございます。発言通告に基づき、質問をさせていただきます。

私は、JR 再開や国道 57 号現道、北側ルートが開通いたしました。しかし、阿蘇市がさらに元気が出るには、1 次産業の活性化が一番と考えております。このことから、まず初めに阿蘇谷地区大規模圃場整備事業・農事用電力負担軽減について政策提案をさせていただきたいと思っております。また、本日は、傍聴席に阿蘇一の宮の土地改良の役員さんをはじめ、農業関係者にお越しいただいておりますので、御期待に添うよう、しっかり提案をさせていただきたいと思っております。

まず、阿蘇谷大規模圃場整備事業であります。御承知のとおり、合併前の旧阿蘇町、一の宮町のそれぞれの先人の御努力によりまして、昭和 45 年に着工し、現在合わせまして 3,300 ヘクタールで運営をいたしております。本来厳しい経済情勢であります。余計な投資をするよりも出費負担を抑えるほうが得策だと申します。しかし、農業は、優良農地なくして、さらなる収入は上がりません。このことから、圃場整備事業完了後、40 年が過ぎた、今から 10 年前になりますけれども、老朽化した用水路を中心に、農業用水施設の再整備工事に着手しております。おかげさまで優良農地の確保ができ、施策に応じた経営戦略ができております。まずは、その再整備工事がありますけれども、阿蘇全体の進捗状況につきまして、農政課長にお尋ねしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） おはようございます。ただ今の御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

委員から、今発言がありましたとおり、昭和 45 年度から平成 7 年度まで約 25 年でございますけれども、区画整理ということで約 3,300 町歩行っているような状況でございます。区画整理から 30 年以上経過しました整備工区を対象といたしまして、県営事業によりまして再整備事業を行っているような状況でございます。現在、阿蘇土地改良区管内においては平成 9 年度から、また一の宮町土地改良区管内におきましては平成 19 年度から県営事業を活用いたしまして、老朽化いたしました用水路の改修、また乾田化を目的といたしました暗渠排水の事業を主として取り組んでいるような状況でございます。現在、阿蘇土地改良区管内においては、9 工区、14 工区が再整備、また三久保千丁無田地区の区画整備が完了いたしているような状況でございます。17 工区、12 工区を再整備工事中でございます。また、一の宮土地改良区管内におきましては、4 工区が令和元年度再整備を完了いたしているような状況でございます。現在 5 工区、6 工区の再整備を行っているような状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 甲斐純一郎君。

○4 番（甲斐純一郎君） ありがとうございます。

昔の県営事業であります。工事が進みますにつれて、工事要望が出てまいります。地元からの工事要望が出てきますと、県の方は、「県営だから、この計画変更をするならばできません」という一言で片付いておりました。しかし、このたびの再整備につきましては、地元目線、耕作者目線に合わせた対応がしっかりとされておりまして、まさにこれからの 40 年間は悔いの残らない、あのときは失敗したなということがないように心がけているところでございます。また、できる限り負担軽減を図るため、現在、県・市指導の下、農業公社を介し、農地集積も図って、要は実績による負担率の軽減を図るという方法を導入していただいております。最小限度の工事償還金を目指しているところでございます。できますならば、課長から農地集積の件も少しお話ししていただければと思います。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 現在、一の宮で 1 工区 1 か所、また阿蘇土地改良区管内で 2 か所の再整備をやっておりますけれども、それぞれ目標設定を行いまして、農地集積率を掲げ

ております。現在行っております第 2 一の宮、5 工区、6 工区でございますけれども、目標の集積率は 68.7%でございます、これを達成するような取組を、現在、受益農家をはじめ、土地改良区の役員の方々の御努力でやられているような状況でございます。また、旧阿蘇管内につきまして、4 工区、5 工区で、それぞれ 83.5%、また 88%という目標の集積率を掲げまして取組をされておりますけれども、現在再整備事業につきましては、国が 55%、県が 27.5%、市が 10%の負担率でございます、残りの 7.5%が受益者、地元負担でございます、こういった集積率を、ほかにもいろいろ要件はございますけれども、クリアすることによりまして、7.5%の地元負担の分が、いわゆるキャッシュバックと申しまししょうか、別の形で還元されるということでございますので、そういった部分を現在、推進委員さんを含めまして、取組の達成に向けてやっているような状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 甲斐純一郎君。

○4 番（甲斐純一郎君） ありがとうございます。

両土地改良区は、常に維持管理費におきましても、工事償還にしましても、経費削減というのを合い言葉に対応いたしております。なぜならば、この次の 2 番の問題であります。維持管理費、電気料が年間 1 億円の農家負担があるからであります。冒頭にも申し上げましたけれども、私は、今一番考えていること、これは 1 次産業の活性化で、これがこの土地改良の整備の原点からしますと、まさに一丁目一番地でありまして、その農業用施設の負担が非常にハンディとなっているのではないかなと思います。こういう状態が続きますと、たとえ農業の大型化とか、農業の法人化とかいいましても、やはりそれ以上、飛び上がれない。飛躍できないのではないかなと考えているところでございます。

皆さんのお手元に議長から御了解をいただきまして、両改良区が管理する農事用電力負担状況を用意させていただきました。若干表に沿って説明をさせていただきたいと思っております。この表は、令和元年度分の一の宮、阿蘇の農事用電力、電気料であります。各工区、受益地ごとに集計されています。まず、一の宮管内でありますけれども、受益面積が 808 ヘクタール、4 月から月ごとに集計されまして、年間農事用電気料 2,150 万 3,455 円であります。この金額だけではなかなか見えませんので、私なりに御理解いただくためにと思ひまして、米 1 俵で換算しますと、1 万 5,000 円と考えたときに 1,433 俵に当たると。施設としましては、地下水ポンプ、還元ポンプ、河川ポンプ、85 機場、93 台稼動いたしているところでございます。また、阿蘇管内におきましては、受益面積が 2,799 ヘクタール、年間の電気料が 8,006 万 2,748 円あります。先ほどの米 1 俵換算にしますと、5,337 俵、その分かかっていると。施設としましては、同じく地下水ポンプ、還元ポンプ、河川ポンプ、177 機場、207 台が稼動いたしております。合算しますと、発言通告のとおり、1 億 156 万 6,203 円となります。これが 1 年間の電気使用料でありまして、米換算でしますと 6,770 俵、これが 1 年かかっているということでありまして、その下の段に過去 10 年分を集計しました。一の宮 1 億 8,399 万 2,995 円、阿蘇 6 億 9,013 万 7,341 円、合わせまして 8 億 7,413 万 336 円、この金額を 10 年間払ってきたと。米換算すると、5 万 8,270 俵ということでありまして、

この金額がなくなれば、当然 100 点でありますけれども、そうはいきません。しかし、地

元負担が半額であれば、半額は当然残り、収益となるわけでございます。10年間で半額の差が今後出てくるならば、当然何回も繰り返しますけれども、1次産業の活性化につながると考えているところでございます。しかし、まさに阿蘇は、昨日からの一般質問でも再三出ておりますけれども、災害続きでありまして、財政は非常に厳しいということも十分承知いたしているところでございますけれども、この災害につきましても、両土地改良区は、自分たちのやることは自分たちでやっていこうということで災害の自力復旧工事もやってまいりました。しかし、ここに新型コロナウイルス感染症が発生し、またさらに厳しい局面を迎えているところでございます。しかし、この現状は現状として認識しながら、阿蘇が元気が出る方策をやっぱり考えなければいけないのではないかなと思います。それを考えますと、阿蘇市は厳しい財政状況ということを再三言っていますけれども、まずは阿蘇市にどうにかなりませんかということをお尋ねしなければならぬかなと思います。本来ならば、財政課長に発言通告していればよかったんですけども、しておりませんので、担当課長から厳しい状況の説明をお願いしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 議員から頂戴いたしました資料を拝見しまして、10年間で8億7,000万円ということで非常に膨大な経費がかかっているということで認識をいたしておりますけれども、揚水機、現在、両土地改良区を合わせまして300基のポンプが稼働しているという状況でございまして、やはり阿蘇谷地区につきましては自然水による用水の確保ができる工区が少ないという状況で、どうしてもこういった地下水に頼らざるを得ないという状況でございます。そういった中で、農家の方々の営農意欲の向上、また経営の安定を図るためにも維持管理費の削減については必要不可欠な部分であると認識しております。そのためにも、現在、両土地改良区で多面的交付金事業を活用しました施設の長寿命化のための補修、また更新等の活用を十分活動の中で活かしていただいておりますけれども、また先ほど申しました、再整備事業を前倒しするような取組も今後やっていく必要があるということで考えております。そういった中で、維持管理費の軽減という形で少なくともつながるとは思いますが、やはり抜本的な部分が必要であるということでありまして、新たな土地改良施設の模索と、導水管の導入なども含めて検討をしていく必要があると思います。また、再整備事業をはじめとする農業農村整備事業につきましては、限られた予算の中で地元受益農家の方々の御要望に十分に対応できておりませんが、今後は県をはじめ、両土地改良区と効果的・効率的な事業推進ができるような部分で取り組ませていただき、検討させていただきたいと思っています。

○議長（湯浅正司君） 甲斐純一郎君。

○4番（甲斐純一郎君） 農政課長、ありがとうございました。しっかり今後、御期待申し上げます。

これから3番目の世界農業遺産「阿蘇」の存在価値を啓発し、負担軽減を図ることができないかという項目に進めさせていただきます。

これから、今考えている3つの案を説明した後に、市長にお伺いをさせていただきます。

市長は、これまで阿蘇の存在価値を国内外に発信されています。そのことが世界農業遺産の認定にも当然つながっていると思います。そこで、私の要望・要請案でありますけれど、まず1つ、流域連携の観点から流域市町村改良区へ要望・要請をしたいと。世界遺産に認定された阿蘇は、熊本県の水がめとも言われます。とりわけ阿蘇市を流れる黒川は、白川と合流いたしまして、下流域の熊本平野を中心に、飲用、農業用水、工業用水に活用されています。御承知のとおり、水土里ネットの流域連携によりまして、下流域へ清らかな水を送ろうと、根子岳の麓に水源涵養林を構築したり、併せて安全・安心な水を下流へということで努めてまいりました。水源涵養林の植樹・保育管理は、すでに15年になり、年に2回作業をしまして、延べ600人がボランティアとして参加いただいております。市長は、当初からほぼ完璧にこの管理作業の参加者激励に来ていただいております。参加者には、熊本県の職員をはじめ、下流域の市町村や末端エリアでは熊本新港周辺の土地改良区の役職員、企業有志に集まっていたいただいているところがございます。また、中流域では、阿蘇の水を休耕田に水張りし、下流域への地下水涵養の対応をいたしております。これは、熊本県の水と土を育む農業推進条例に基づき、水源確保の協力地域として、熊本市と中流域で協定を結んでおります。我々も流域連携の観点から、一番上流域の一の宮では、EM菌を活用し、土壌改良と、清らかな水を下流へ流してあげるということを合い言葉で12年やってきました。これまで、極力控えておりましたが、やはり上下流連携の観点から、上流域の現状をこれから下流域市町村並びに改良区に強く要望していきたいというのを一つ計画いたしております。

それから、2つ目でありますけれども、熊本県への要請であります。先ほど言いました世界農業遺産阿蘇認定は、阿蘇だけのブランドではありません。熊本県のブランドでもあると思います。阿蘇カルデラからスタートした6大河川、白川、緑川、菊池川、築後川、五ヶ瀬川、大野川は熊本県でありますから、ブランドの維持に貢献している阿蘇の農業の推進策として、この負担軽減支援を要請したいと考えております。

3つ目でありますけれども、国・農水省に対して、やはり要請・要望をしていくことを考えております。熊本県の阿蘇が、先ほど言いました6大河川の原点でありまして、その貢献度という部分をしっかりPRしなければならないと考えているところがございます。当然でありますけれども、地元国会議員の先生方はもちろんのこと、我々土地改良区の参議院議員の先生方、熊本県議員団に入っておられますので、新たな施策を強く要望していきたいと考えているところがございます。

それから、これは最後で恐縮なんですけれども、私ども熊本3区の地元から坂本大臣も一億総活躍担当大臣になられております。上下流連携の流れを一番よく御存じかと思っておりますので、しっかりと要望したいと考えているところがございます。

長くなりましたけれども、ここで市長にお伺いしたいと思います。厳しい市の財政状況からの御意見と要望・要請活動3案の方針についてどのようにお考えか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 市長。

○市長（佐藤義興君） 先ほどの甲斐議員の中で改良の維持管理に電気代が1億円かかると

ということで、私もこれを聞いてびっくりしたところであります。削減というのは今後何らかの形でしっかりと取り組んでいかなければいけないということを思いましたし、でも、これがやっぱり少しでも市の負担をという御要望がありましたけれども、今現実、甲斐議員も御存じのように、いつも監査を含めたところで報告をさせていただいております。阿蘇市の經常経費、必要だというのが、何と 100 に対して 95% ということで、ほかの事業をするに従って、補助金とか交付金とかいろんなものを努力していただきながら、そして新規の事業もやっているという現実もありますので、ましてここにきて、コロナの関係もありました。慎重にこれはやっていかなければいけないと思っています。でも、一方では、やっぱり経済の振興と経済が発展するということによって、その地域は豊かになっていくということは当然でありますので、今言われたことにつきましては、しっかりと同感をするものであります。その中で、やっぱり電気代とか経費負担は、まず熊本県に土地改良区の連合会というものがありますし、これは我が阿蘇市だけではなくて、熊本県下の問題でもあるのではないだろうかということで、土地改良区の県にも阿蘇市として今後どのように取り扱って、どのように取り上げられていくのかということとはしっかりとやっていく必要があるのではないだろうか。これがイコール、先ほど県との連携もしかりでありと思っております。やっぱり 1 市だけが大臣にいくら言っても、それはなかなか通るものでもありませんし、できたらやっぱり広域連携の中で広域的におっしゃられたような、その流域が一体となって取り組んでいくということによって、それはイコール県に対して、国に対しても一つの道筋でもあると思いますし、一つこれからしっかりとそういうことも頭に入れながら取り組んでいきたい。おっしゃいましたように、せつかく水源があって、すべて下流域に対して、それは恩恵をもたらしているわけですから、常日頃、甲斐議員とも話をさせていただくことがあります。やっぱり熊本市が菊陽町とか大津町とか、ああいうところに水をいただいているから、何らかの負担金というのを出すというのは少しおかしいのではないか。その上の上流域のほうが本家本元でありますので、お隣の南阿蘇村の村長ともそんなことを話しながら、このことについてはさらに取り組んでいかなければいけないだろうというところの中で、何とかそういう維持管理費ですか、そういう負担が少しでも削減できるように、これからしっかりと取り組んでいかなければいけないと思っております。

ちなみに、知事が打ち出しておりますし、各市町村もしっかりと打ち出しておりますけれども、農業遺産もそうでありますけれども、この文化遺産についても、御質問がなかったから担当も言わなかったと思っておりますけれども、いわゆる景観を大事にしなければいけないということが大きな課題になってきておりますし、太陽光もなかなか難しくなってきた。いろんな意味で自然エネルギーを発するというバイオマスの問題についても、国立公園の中で規制もかぶっておりますし、非常にほかの地域とは違うと。ほかの地域と違うけれども、一番大切な歴史と文化と農業と、そういうものを守っている地域なんだから、ここは一つ熊本県に対して特別な地域としてそのようなことを守っていく代わりに、恩恵として何らかの対価をいただくような方法をこれから考えていかないと、一番大切な観光の資源でもあるし、農業の財産でもあるし、世界的にも景観を大事にしているカルデラ地形というものが大変な状

態になっていくということもこれからも頭の中に入れて、しっかりとそういう意味では取り組んでいきたいなと思っておりますし、また土地改良区の皆さんはもちろんでありますけれども、関係団体たくさんおられますので、そういうところで一つ今後話し合う機会をしっかりと持ちながら大きな課題として取り組んでいきたいと、積極的にやっていきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 甲斐純一郎君。

○4番（甲斐純一郎君） ありがとうございます。

とにかく、阿蘇、一の宮、両改良区一体となりまして、しっかり要望・要請活動を行っていききたいと思います。しかし、何といたっても強いリーダーシップをお持ちの市長の力なくして、前進ないかなと考えております。非常に厳しい財政状況というのも重々心がけておりますけれども、その域に達しないように、多方面にしっかり呼びかけていききたいと思いますところでございます。

このたび、ここでこういう話をしているのかどうか分かりませんが、この前、市長から出馬表明がありました。やはり1次産業の活性化を考えたときに、この部分も公約の一つに入れていただくなれば、農家組合員は非常に元気が出るのではないかなと考えております。一言、お願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 市長。

○市長（佐藤義興君） 何とも議場の中でつらいところで言いづらいところはありますけれども、既にそういうような農業の振興ということについてはしっかりと公約の中に今入れさせていただいておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（湯浅正司君） 甲斐純一郎君。

○4番（甲斐純一郎君） ありがとうございます。

次に、城山展望所周辺整備につきまして質問をさせていただきます。この件は、今年の9月議会で質問をさせていただきました。まず、その後の進捗状況について、担当課長から説明をお願いしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） それでは、ただ今の質問にお答えいたします。

周辺整備、観光課は展望所を管理しておりますが、そちらでよろしいでしょうか。そちらは、昨年、展望所の木柵が外れましたので、応急的な修繕を行っております。全長37メートルの木柵なんですけれども、その後も老朽化で破損がありましたので、あれを全部擬木に変えようじゃないかということで現在発注をいたしておまして、1月末迄の工期で、2月には竣工する予定でございます。

展望所前の樹木の撤去、あちらも数年前にASO環境共生基金の事業を使って切ったのもありますし、持ち主が御自分で切った分もありまして、行ってもらうと分かりますけれども、大分以前と全く違う、見晴らしのいい環境になっているところです。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 甲斐純一郎君。

○4番（甲斐純一郎君） ありがとうございます。

この件につきましては、前回もお話したかと思えますけれど、担当課長をはじめ、担当職員が非常にスピード感を持って対応していただきました。今、課長の言われたとおり、予算の関係で即対応できないところは仕方ないわけですが、それ以外については素早い対応をされたということで、地元からも非常にお褒めの言葉をいただいたところであります。しっかり申し添えたいと思います。

そこで、2番の城山展望所の夜景、「天空の城」、ジブリの世界と、ちょっと漫画っぽいもので非常に申し訳ないですが、先ほどお話がありましたとおり、周辺の支障木の伐採、あるいは展望所周辺がきれいになりました。その結果としまして、城山展望所の夜景が、カルデラ内から見ますと、まさにジブリの世界、「天空の城」のようにライトアップされているということであります。それが、僅かかなと思うんですが、今の寒空の澄んだときになりますと、なおさらその光が輝いておりまして、これを観光スポットに何か使えないのかなと。あるいは、その周辺が伐採されて、きれいになっています。そこで、何かその辺、周辺整備ができれば、別府、湯布院、阿蘇の連携ですね、つながりができて、何かすばらしい流れが出てきはしないかなと適当に考えているところであります。これから近い将来、中九州高規格道路が完成するかと思います。この阿蘇が通過型になるのか、あるいは滞在型になるか、それを考えてみましたときに、やはり今後、先につながるような対応をしていかなければいけないかなと、思っているところであります。地元の方からお話を聞いたところによりますと、課長はプライベートでも観光につながるスポット、エリアがありはしないかというところで結構チェックして、どこそこに行かれているということを知りました。まず、観光課長からこの周辺整備に伴う観光振興策、何か案がありませんか。お尋ねしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 城山レストハウスに行ったときは、まずレストランの2階からの眺望が非常に優れておりまして、私は阿蘇町出身ですので、ここは本当に五岳が間近に見えて、根子岳がグッと近くて、すばらしいですね。2階のテラスの外でもお食事ができるということで、これは持ち主の方にもっともっとPRされてはどうかと御商売としての提案をしたこともありました。

夜の観光ということです。私どもも昼の観光も本当に見晴らしがよくなって、この間もテレビ取材も御案内して、テレビ番組にも取り上げられました。雑誌にも出てきました。だから、木を切るだけで、あれだけ評判がよくなるのかと思います。今、夜の観光ということでした。私も市役所の帰りにもものすごく光っていますので、あれ何だろうと思ったら、城山レストハウスが一応6時までの営業ですが、仕込みのために8時とか9時とかまで明かりをつけていることがありますということでした。御質問をいただいて、私も夜の観光ということでジブリの世界、今本当にアニメーションの視点で見ることはとても大事だと思います。私もいろいろ考えましたけれども、やはりヒットしていくためには、いろんなストーリーづくりとか、アイデアとかをもっていかななくてははいけないと思いますし、夜の観光は意外に難し

くて、ちゃんとどこにメリットを生み出すかまでつなげておかないと、ただ散らかるだけだと。実は、観光課もあそこは清掃を週1回、手野名水会にお願いして、管理をしています。なので、夜に来て、ただごみだけが残されるということもありますので、来ていただいて、どこの宿泊につなげるのか、一の宮の夜のお店につなげるのか、やはりそのあたりまで考えていかなくてははいけない。来年度、私たちは若者を呼び込むような施策に取り組もうと思っています。その中でも、ここは一つポイントに置かせていただいて、全体的にやっていきたい。ただ、やっぱり国立公園ですので、昼が中心になるかもしれません。せっかくあそこに擬木ができて、すごく今評判が上がっていますので、昼の昭和天皇の御立見のところでもありますので、しっかりそこを売っていきたいと思います。夜の観光で今うけているのは、逆に、これは話が飛びますけれども、わざと今、宿泊者限定になりますが、真っ暗なところの山に連れて行っています。そして、満天の星を見せるツアー、こちらが今非常に評判がよくて、南阿蘇村も非常にツアーが伸びています。阿蘇市も伸びています。そういう逆に国立公園ですので、そういう静かな真っ暗なところに連れて行くという感覚もありますので、総合的に皆さんと諮らせていただきます。

○議長（湯浅正司君） 甲斐純一郎君。

○4番（甲斐純一郎君） ありがとうございます。先ほども申しましたけれども、先を見据えた観光振興策をしっかりと考えたいと。期待しております。ありがとうございました。

私は、このたび阿蘇の1次産業の活性化につながる政策として提案させていただきましたけれども、この問題が解決すれば、そこから当然、商業、工業、観光の盛り上がりにつながっていくのではないかと考えております。

これをもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。御静聴、ありがとうございました。

○議長（湯浅正司君） 4番議員、甲斐純一郎君の一般質問が終わりました。

続きまして、9番議員、園田浩文君の一般質問を許します。

園田浩文君。

○9番（園田浩文君） おはようございます。9番議員、園田でございます。

甲斐議員がジブリを出されましたので、何でも時代の最先端を行かれる市長、「鬼滅の刃」というのは聞いたことがありますでしょうか。あります。はい。私も二度ほど映画を見てまいりました。執行部で見た方はいらっしゃいますか。今はやっぱり自粛の中だから、行かれないと思います。市長は、一見見ると伊之助みたいな感じなんですけれども、私はやっぱり阿蘇の炭治郎かなと思っております。いつも背中に禰豆子をしょっている包の中には、阿蘇市の市民をしっかりと担がれているのかなと思っているわけでございます。これは、とてもこの映画は、漫画ではありますけれども、やはり家庭の絆とか、友だちの大事さ、そして大きいものへ向かっていく熱い熱量、これがとても描かれている映画だと私は思っております。コロナでも収束したら、教育長も一度見ていただくと、非常によい映画かなと思います。私も別に東宝から何もいただいているわけではありませんけれども。最近、子供たちが、

「市長に、おっちゃん、ちょっと伝えてくれ」と。無限列車を阿蘇市の観光につなげるために、一回でいいから、市長さんに、豊肥線を煙を吐いて走らせてくれないかという要望も出ております。市長も、JRの青柳社長とは大変な御親交があられると思いますので、コロナが収まれば、直接でも話をされて、できれば一回でも走らせていただければ、とても子供たちも力になると思っております。

それでは、9番議員、園田、今日は、水の型一の呼吸で45分間、全集中で質問をさせていただこうと思っております。

まずは、国・県の直轄工事に伴う市道の破損についてお聞きいたします。

まず、国の直轄砂防事業は、阿蘇地域全体を平成30年から事業期間10年間、25か所、150億円という予算でスタートしております。阿蘇市内の現在の国直轄砂防堰堤工事及び県の直轄砂防堰堤工事の工事箇所数が分かれば答弁をお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） おはようございます。お答えいたします。

現在、国の直轄砂防事業で6か所、阿蘇市内にございます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 現在、私の地元のなべづる線も2か所は着工されて、もう1か所、西小園地区ですかね、そこがやがて着工されるかなと思っております。大体多いときで1社で10台のダンプが約6から7往復、1日動かれているようです。単純計算しても、1日60台から70台の車が市道の薄い舗装の上を何度も行き来をしております。総重量が20トンぐらいになるそうですけれども、特に地元との取り決めで運行の経路が限定されております。そこで、やっぱり毎日、大型ダンプ、生コン車、大きい機械を乗せて走る車が同じところを走ります。特にハンドルを切るところの交差点付近というのが非常に傷みが本当に目に余るような感じでございます。その都度ひどくなったところは業者さんで補修はされているんですけれども、通行にはかなり支障を来しております。直轄の砂防事業というのは、年数がかかります。地元の方には私たちの本当に安心・安全な生活を守るための工事なので我慢してくれと、いろんな会合でも私も話してはおりますけれども、やはりあまり工期が長いと、間には一回何かの手当が必要ではないかと感じているんですけれども、課長、いかがですか。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 議員おっしゃるとおり、ルートが決まっておりますので、交差点あたりのタイヤを切るところで舗装が沈下して、ひび割れができて剥げるといった状況が続いております。適宜舗装補修はさせていただいておりますが、その積み重ねということで補修だらけと。1つの工事が2年もしくは3年かかっておりますので、そのタイミングである程度思い切った範囲で補修をしていただければというお願いをさせていただこうかなと思っております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 2、3年あのままの状態というのは、非常に本当に子供たちが、例えば通学路として使っているところ、そういうところをやっぱり行き来しないといけな

ら、なるべく業者さんになるのか、国になるのか分かりませんが、しっかりそこは要望を、完了前というか、中間ぐらいで何らかの手当をしていただきたいなと思っております。

今から、1 番の工事車両の通行による沿線住居、住民への影響はということで質問を上げております。ちょっと話が大きいですが、熊本市の西環状線道路の高架橋の工事で沿線の住居の陥没、これが 17 戸ぐらいですかね、今大変問題になっております。あそこは、地下水を確かくみ上げたのが何か原因ではないかと。はっきりまだ決まてはいないですが、そういう見解が出ているようです。阿蘇市においても、工事車両、大型ダンプ、重機の運搬、生コン車等など通行することで沿線の住居、住民の方々からの被害の声が寄せられているのではないかと思っております。県道河陰阿蘇線の赤水を熊本市内から阿蘇のほうに向かってきて、あの交差点を左に入る。そして、入って、豊肥線の踏切のほうに行っていると、看板がずっと出ています。「家が揺れています。徐行してください。」、この看板が出てから、相当日数も、地震後だから、何年かなっていると思いますけれども、ああいうところを含めて、ほかの地域からもああいう苦情というか、相談というのは市には上がっていませんでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 議員おっしゃる路線につきまして、以前、震災後に、踏切の沿線で家が揺れるため見に来て欲しいとのことでしたので、県と立ち会って、取りあえず舗装を一回やり直して、あとはダンプ、工事用車両の徐行、低速走行というのをお願いしてきているところがございます。一の宮の坂梨の国道 265 号沿いにおきまして、滝室坂トンネル工事関係で家の揺れとか、ほこりが舞うという苦情がきております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） 今後、こういう被害が少しずつ今から直轄事業でいろんな場所で始まってくるわけですが、被害を受けた、そういう報告ですね、これの対応は市としてどんなふうにやっていただけるのかということと、赤水の沿線住民のところの家屋の方ちょっと行って、お話を聞いたんですけども、個人的にもそのお家の方が直接国・県の出先機関に行かれて、相談はされているようなんですけども、やはり言葉はちょっと悪いですが、門前払いみたいな感じを感じているといったようなところも話されておりました。市として、これが住民の声というのをしっかりと県や国に何とか伝えていただけないだろうかという話もされておりました。また、相談に来庁されたときには、建設課でも親身になって話を聞いていただきたいなと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 御相談を受ければ、関係機関と調整し、実情を把握して、解決に向けて御要望をさせていただきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） じゃあ、また行って、そういうふうに私も住民の方にお話しして、困ったら、すぐ建設課の中本課長を訪ねていくように私も話しておきます。

次の質問ですが、阿蘇市全体の直轄砂防事業の完了後に、先ほどの話ではないです

けれども、完了後に当然のことながら発注者側での道路・水路等の新設及び補修工事等を施工していただかなければならないと思うわけですが、口頭ではなくて、確約を取れるような書面を相互で交わすような、そういう施策をしたらどうかと、吉良部長、思いますけれども、いかがですか。

○議長（湯浅正司君） 土木部長。

○土木部長（吉良玲二君） なかなか確約は難しいと思いますが、その点については長く続く事業でございますので、継続して申し入れていきたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） どうしても口頭のやり取りだと、終わってしまって、例えば担当者がこれだけ長い期間いらっしゃればいいですけれども、いらっしゃらなくて、後で言った、言わないの水掛け論に発展するおそれが十分考えられると思います。部長も来年3月までではございますけれども、できれば中央では、今、印鑑が不要という動きもあってはございますけれども、何か確約を取って、印鑑を押されたような署名を3月までに何とかそろえられないかといった気持ちですが、いかがですか、部長。

○議長（湯浅正司君） 土木部長。

○土木部長（吉良玲二君） その件につきましても、復興事務所等に出向きまして、しっかり御相談させていただきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 部長、ありがとうございます。

これはちょっと気づいたんですけれども、今月の頭、大分のほうに行く用件がありまして、国道57号を波野のほうに走っていったんですけれども、笹倉の交差点から小地野の交差点の間のカラー舗装がしてあるところは非常に傷んでいて、国道57号を西から東まで行っても、あのあたりが非常に悪いように感じたんですけれども。この前、出先の宮地のあそこの事務所ですね、国土の事務所に行って、所長には一応あらどげんかならんのですかということで、ちょっと別件で行って、そういうお話をしたんですけれども、課長に何か連絡は入っていますか。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 今お話のありました笹倉交差点から400メートルぐらい行くと、右に大きくカーブしておりまして、カラー舗装がございます。今、測量がしてありまして、道に白く3点ぐらいずっとポイントが落としてありまして、今年度中に舗装の改修をすとお聞きしております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） それは、じゃあ、確認が取れているということですかね。分かりました。ありがとうございます。

区長要望書が各地域から出るんですけれども、区長さん方は、ある程度小さい工事であれば、市のほうでやっているなど感じていらっしゃいます。ちょっと大きくなると、国か県か分からないけれども、自分たちの要望として市のほうに窓口として区長要望書を提出をされ

ます。市で回答できる分は1か月以内ぐらいに検討しますとか、早急に対応しますという返事はくるんですけど、ああいう国や県に上げた分の要望書というのはどういった取扱いになっておりますか。答弁をお願いします。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） おはようございます。

ただ今の区長要望の件についての答弁につきましては、総務課で要望書を一括して受け付けておりまして、それを関係各課に下ろすというような流れで行っておりますので、総務課のほうで答弁させていただきたいと思っておりますけれども、今、おっしゃいましたように、区長の要望については年々増えている状況でございます、数字的に申し上げますと、平成29年度が191件、それから平成30年度が218件、令和元年度が242件で年々増加傾向ということでございます。要望書のほとんどが市に対する要望で、どうにかしてくれということでございますが、中には、今、議員がおっしゃいますように、国・県が管轄する部分、先ほどの国道の部分でありましたりとか、そういった部分も出てまいります。こういった部分に関しましては、担当課のほうで、例えば道路の関係であれば、建設課がそういったものの現地の確認を行いまして、その部分について市から進達をするということで、関係機関にそういった文書を上げるということも行っているところでございます。

それから、先ほど議員がおっしゃいましたように、地域の方が直接そういった国の出先機関に行ったけれど、門前払いされたということがございましたけれども、そういったときには、地元の区長なり、そういった区から文書で我々を通さずに直接そういった機関に出してくださいという過去の事例もございます。ですから、そういった部分についても、地域、地元の意見がこういった形でありますよということになりますと、国・県の機関もまたそういった予算の確保もできやすいということもありまして、そういったものをぜひ出してくださとおっしゃっておられます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） そういった地元の区長要望書あたりを市が窓口になって県や国に上げていただいていると思うのは、こうやって県から、熊本県では平成13年度の土砂災害防止法の施行を受けて、土砂災害が発生するおそれがある区域については、土砂災害特別警戒区域レッドゾーン及び土砂災害警戒区域イエローゾーンの指定を行っておりますということで、今年度中にまた阿蘇市内において9つの地域の測量をしますので、住民の皆さんにお知らせくださいというのが上がってきております。これは、県から上がってきているわけですが、こういうのも市に上がった要望書がきちんと県や国にやはり上がってこそ、こういうのが出てきていると私たちも感謝しているところでございます。引き続き、市民の皆さん方の安心・安全のためにしっかりと頑張っていたいただきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） そういった国・県の部分に関します要望等については、しっかりとそういった手続を取ってまいりたいと思っております。また、一方で、近年区長要望というのは、先ほど申し上げましたように、数が年々増えてきております。特に道路の補修とかいっ

た部分につきましては、従来であれば、現物支給を行いまして、地域の方々が労力を使って補修を行っていたという部分はあるかと思えます。冒頭に議員がおっしゃいました、地域の絆、家族の絆が薄れてきている部分もありまして、またそういった方策の検討も必要になってくるのではないかと考えておりますので、そういったところも含めて地域一体となって進めていきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 国や県に対して上げた要望書に対しても、やっぱり返答期間というのは1か月ぐらいでは大体戻ってきて、地域の出された区長さんあたりに連絡はいくということですか。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） 基本的なところは、1か月ぐらいをめどに行われているという状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 課長、ありがとうございます。

それでは、次の質問に移りたいと思います。旧熊本市立のあそ教育キャンプ場の運用について質問をさせていただきます。

施設に関する市の最新の検討策、9月でも一般質問をさせていただきました。教育キャンプ場の今後の運用について、熊本地震からはや4年と8か月たっております。教育課が一応窓口ではあるんですけども、最新の検討策を答弁願いたいと思います。それと、併せて関係各課との連絡は今のところどういう動きになっていますか。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ただ今の御質問にお答えいたします。

ただ今の状況です。観光課、まちづくり課、それから政策防災課と検討会を行いまして、この施設を利活用する方向で検討していこうということで会議等を開かせていただいております。この施設の最近の検討の状況ということで、この施設の敷地の一部が、先ほどもありました、土砂災害特別警戒区域レッドゾーンを含む、土砂災害警戒区域イエローゾーンにも指定されているということで、利活用の際には安全の確保が必須と考えております。それで、防災の砂防堰堤の安全策を早期に講じていただくよう国に出したいということで、現在、政策防災課と話し合いまして、この利活用に係る基本構想等を提出して、国に働きかけを行いたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） これも、市長と話す機会があるときには、イエローゾーン、レッドゾーンを解消するために、何とか尽力願いたいということで市長ともお話をしたことがあるんですけども、砂防事業となると、先ほど申したように、2年とか3年とか、大変工期が長くなってきます。10年は一昔で、月日はあっという間にたちますので、具体的にどういった形で話を進めていくのか、今、教育課では何か案がありますか。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） この構想の中に防災教育とか自然体験の活動をするような計画を立てまして、その構想で国に砂防堰堤も早急に造ってくださいということで、要望したいと思います。キャンプ場に捕らわれない施設が利活用できたらと考えております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 数年待つ間、そのまま時は経過していきますので、できればこの土砂災害警戒区域などの規制が弊害になっていけば、そこを区別してでも、残りの地域を精査されて、そのあたりを利活用したらどうかと思っております。9月の定例会の中でも、今、キャンプ場のニーズが非常に上がっております。しっかりと知恵を出して、土砂災害警戒特別区域を分けた部分での運営を引き受けてくれる団体、企業、こういうところを公募という形もあると思いますが、課長、いかがですか。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 関係課と、また利用につきましては有効に使いたいと思いますので、検討会を開いて、検討していきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） これは、本当は私の個人的な考えなんですけれども、やっぱりここは現在、窓口が教育課になっていますよね。防災教育の施設としても使うことができるのではないかなと考えております。災害時の停電や断水やそういうところで屋外での火をおこしたり、飯ごうで御飯を炊いたり、そういう体験型の防災拠点施設の位置づけということで防災先進地の阿蘇としての発信もしたらどうかと思っておりますけれども、山口部長、どうですか。

○議長（湯浅正司君） 教育部長。

○教育部長（山口貴生君） おはようございます。御質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃられるとおり、こちらのほうでも基本構想につきましては、防災教育の観点からも砂防堰堤をキャンプ場から間近に見られるということがありますので、政策防災課とともに構想については策定を行っているところでございます。ですので、とても有効な案だと思いますので、今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） いつも市長も言うておられるように、スピード感を持って、やはり乗りかかった船は出発するまで急いでやっついていかないと、本当に10年というのはすぐでございます。市長に、またこの砂防事業は10年もうちょっと延ばしてもらえないでしょうかという申入れを私はしようと思っているんですけれども、とにかく時がたつのは早いので、関係各課と話をされて、早期に話を進めてもらいたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 教育部長。

○教育部長（山口貴生君） 基本構想につきましては、今後という表現をいたしましたけれども、既に準備はほぼ整ってございます。ですので、働きかけもすぐに行って、国交省からは、砂防については、今から調査設計に入りますので、大体は5年ぐらいかかると言われているんですけれども、少しでも前倒しで早く対策を講じていただけるように働きかけを行っていききたいと思います。

○議長（湯淺正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） ありがとうございます。しっかりと今の答弁は、私はここに聞きましたので、話をどんどん進めていっていただきたいなと思います。また3月議会では経過をお聞きしますので、そのときは、よろしく願いいたします。

以上です。ありがとうございます。

それと、来年度以降の施設の管理計画をお聞きしたいと思います。現地にはテントが今確か54張、57張ですかね、とにかく50張以上、今まだあります。それと、工作機械や寝具、天体望遠鏡、キャンプ用品などの様々な備品が残されております。それらの来年度以降の管理はどういう管理をされますか。

○議長（湯淺正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） お答えします。

全体的な敷地内の管理につきましては、地元の南宮原区に管理をお願いしたいと思います。併せて、職員がやっておりました換気とかについても年2回ぐらいしてございましたけれども、それについてもしていきたいと思います。木の伐採とかにつきましても、あと1割か2割ぐらい残っておりますが、間伐をできるところを今年度中にやりまして、また来年度以降も計画的にやってまいりたいと思います。

○議長（湯淺正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） あそこの建物もまだしっかりしておりますので、杉の葉等々がやっぱり屋根に落ちると、といに詰まって、使っていないので、だんだん老朽化していくと思うので、そういうところの管理はしっかりとお願いしたいなと思っております。

以上です。課長、ありがとうございました。

それでは、最後の質問に入らせていただきます。皆さんも御存じのとおり、パンデミックのコロナが蔓延をしております。阿蘇市も例外ではなく、感染者が出ているところでございます。本当に医療従事者の方々には心から感謝をする次第でございます。

現在のコロナ禍の中の医療センターの運用状況についてお聞きしたいと思います。阿蘇医療センターは、コロナウイルス感染者の受入れ、中等症患者を受け入れる感染症の指定医療機関であります。患者の受入れを行っている医療機関の経営悪化が取り沙汰されております。先日の文教厚生常任委員会の森元委員長の報告の中に1床当たり7万1,000円が期間に応じて補填されるという報告がありましたが、医療センターも確か4階は40床ですよ。そして、感染症が4床になっております。今、コロナが収束するまでは4階はこのままずっと継続してコロナの患者を受け入れる階数のフロアとしてそのまま維持していくということですか。

○議長（湯淺正司君） 阿蘇医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（井野孝文君） おはようございます。ただ今の御質問にお答えしたいと思います。

今の予定では、感染症の受入れのためのフロアとして準備をしていきたいと思っております。継続して。

○議長（湯淺正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） ということは、もちろんいつまでという期限の終わりは今のところはないということですよ。

○議長（湯淺正司君） 医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（井野孝文君） 思いは皆様方と一緒に早期の収束を願うばかりですが、これにつきましては今のところ見通しが立っておりませんので、うちの役目で要望がある限りは継続をせざるを得ないと思っております。

○議長（湯淺正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 1床当たり7万1,000円というのは、単純に計算して1か月40床かける7万1,000円かける30日という計算になるわけですか。

○議長（湯淺正司君） 医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（井野孝文君） 概算の考え方としましては、今、議員がおっしゃったような考え方でよろしゅうございます。

○議長（湯淺正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） もちろん空床でもこういう計算になるということですね。分かりました。

受け入れているそういう病院の経営が非常に苦しいということも全国では少しずつ出てきていると思いますが、今の時点で、部長に最終的な純損益の概算はと聞いてもなかなか難しいとは思いますが、去年は3億円ちょっと純損益があったとは思いますが、見通しについてはどんな感じですか。

○議長（湯淺正司君） 医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（井野孝文君） 空床確保の分は、年度当初におきましては金額の単価が低うございました。その状態ではとてもではないけれど、先行きが大変な経営の不安を感じていたところなんです、いろいろな関係団体からの要望とか、その辺を配慮していただいて、国として4月に遡及して7万1,000円という単価設定をしていただきました。2次補正、予備費補正を含めて9月までとして、今のところ今回補正で増額させていただきました4億3,000万円ほどが上がったわけなんです、10月以降、情報としましては、国の3次補正で引き続き医療の確保ということで用意はしていただくと。単価が同額なのか、あるいは増額していただけるのか、そのあたりは未知なところなんです。今回、9月までの補助金を当てにしたところでいきますと、経営的には空床で、要は入院の収益が減少します。外来診療の受診控えもあります。そのあたりは、ある程度補填をしていただけると見込めると思っております。

○議長（湯淺正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） しっかりと目を光らせて、いただけるところはしっかりと補助をいただくというところでやっていただきたいなと思っております。

報道によると、先ほども言いましたように、コロナ対応による病院経営悪化に伴いまして、医療従事者の給与やボーナス、これがカットされたり、コロナ対応によるやっぱり心身の疲

弊、差別じみた暴言等で、結果的に離職してしまうという医療従事者もいるという報道もなされております。阿蘇医療センターは、公立病院であるために給与等の面での心配はないと思うんですけども、心身の疲弊や差別等において離職されたような、そういう事例というのはありませんよね。

○議長（湯浅正司君） 医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（井野孝文君） まず、結論から先に申し上げますと、コロナ対応に係る業務の負担増を直接の原因として、離職の申出は今のところあっておりません。ちなみになんですが、正職員、会計年度任用職員、外部委託職員として約 250 名ほどおります。離職をされませんので、そのことについては、本当に院長共々ですが、感謝申し上げているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） 何名今入院されていますかというのは聞かないですけども、4 階フロアにいらっしゃる看護師さんというのは継続して、同じ医療従事者の看護師さんたちが対応されているということですか。大体 1 人に対して何名ぐらいの医療従事者の方が仕事をされているわけですか。

○議長（湯浅正司君） 医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（井野孝文君） 4 月 5 日から陽性患者の入院が始まりまして、今まで延べ 29 名、情報としましては、3 名現在入院されているんですが、お一人は今日退院ということで、そうすると 2 名になります。入院患者数に応じて、いわゆるチーム編成という形で看護師を配属しております。やっぱり 1 人につき何名ということではないですが、4 階病棟、一応常勤としては 10 名前後の看護師をまず配属して、あとは入院患者の人数に応じて増減をさせていただいております。なおかつ、当初は、なかなかコロナのことが分からないということもあったものですから、希望者ではないですが、できる限り御家族の方に高齢者の方とか、持病をお持ちの方とか、そういった方がいらっしゃらない看護師さんとか、あるいは小さな子供様がいらっしゃらない看護師さんとか、そういった人選もさせていただいたというのも本音のところなんですけど、今のところはきちんと完全防護をすれば移ることはありませんので、それが分かってきましたので、それを踏まえてチーム編成といいますが、やっぱり長期間になりますと疲弊をしますますので、交代をさせております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） テレビで映る医療従事者の方は、やっぱり E C M O を使って、人工呼吸器を使って、1 人に 10 名ぐらいの方が周りにつかれて、看護されているところを見ると本当に頭の下がる思いをするんですけど、今全体的な看護師の不足ということになりますとやはりまだ不足ではあるわけですか。

○議長（湯浅正司君） 医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（井野孝文君） 看護師不足は従来どおりでございまして、不足しております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 部長が思われるのは、何名ぐらいまだ不足だと感じておられますか。

○議長（湯浅正司君） 医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（井野孝文君） 定員の関係もございますので、今のところ看護師が約 90 名ほどおります。看護部から言えば、夜勤のこともありますので、多いにこしたことはないと言うと変なんですけれど、あと 5 名ほどはいてほしいと思います。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） あと 5 名ほどということで、ちょっと胸をなで下ろしました。まだ何十人も足りないと言われると大変なことかなと思います。

新しい内科の先生ですかね、「広報あそ」に載っていたと思うんですけども、常勤の先生がまた増えたということで、整形の先生も、坂本先生いらっしゃって、大変評判のいい先生で、先日私のうちの裏のおばあちゃんも夜急遽運んでいかれて、坂本先生の対応が非常に良かったということで、お褒めの言葉をいただいたので、私もほっとしているところでございます。

すみません、質問が変わりますけれども、旧仮設住宅を中央病院跡地で今利用されております。現在、何所帯の方が入られて、何名ぐらいの方があそこにお住まいですか。

○議長（湯浅正司君） 医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（井野孝文君） 仮設住宅につきましては、職員用宿舎、主に看護師宿舎、あと研修生用宿舎と災害時避難用等として、市の御配慮をいただいて、譲渡を受けたところでございます。本年 4 月から使用を開始しておりますが、現在の利用状況につきましては、一応住居が全部で 26 戸あります。そのうち、半分の 13 戸を使用させていただいております。内訳は、職員宿舎が 4 戸、ドクター、研修医と医学生の宿舎が 4 戸、あとコロナ対応看護師の宿舎が 4 戸、その他として 1 戸ということで、今 13 戸を使用させていただいておりますが、今回の譲渡によりまして、それぞれの利用目的に応じることができて非常に助かっております。今後とも有効に使わせていただきたいと思いますと思っております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） インフラが整備されて、北側復旧ルートも現道の国道 57 号も今走れるようになったんですけども、まだ山越えをされていたときは、非常に看護師さんたちがどうしてもこっちのほうにこういう宿舎を何とか用意してくれということの要望が多かったので、こうやってしっかりと利活用をされているということを聞いて安心しております。今後とも通勤に負担がかからないように、こういうところをしっかりと利用させていただいて、本当に医療従事者の方にはしっかりと阿蘇市の医療を支えていただきたいなと思っております。

あと 2 分ほどありますけれども、園田の一般質問をこれで終わります。どうも対応、ありがとうございました。

○議長（湯浅正司君） 9 番議員、園田浩文君の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） それでは、暫時休憩をいたします。11時40分から再開したいと思います。

午前11時26分 休憩

午前11時40分 再開

○議長（湯浅正司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
続きまして、12番議員、森元秀一君の一般質問を許します。
森元秀一君。

○12番（森元秀一君） お疲れさまでございます。12番議員、公明党、森元秀一です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

日常生活用具給付事業に暗所視支援眼鏡のMW10を追加することについてお伺いをさせていただきます。網膜色素変性症とは国の指定難病の一つで、網膜に異常が起こり、暗いところで物が見えにくく、夜盲や視野が狭くなったり、視力が低下する遺伝性の病気です。中でも夜盲は夕方に出かけなくなり、日常生活が制限されることで、患者さんが困っているわけであります。阿蘇市において、この難病で治療している患者さんはどれぐらいおられるか、御答弁をお願いします。

○議長（湯浅正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） お疲れさまです。

ただ今の件の回答ですけれども、熊本県に確認したところ、令和2年5月末現在で13人が当該指定難病の指定を受けております。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12番（森元秀一君） 暗所視支援眼鏡、価格は約40万円ぐらいで、なかなか高額で購入まで踏み切れないというお声も聞きます。そこで、患者さんの負担を軽減するために、秋野公造参議院議員に障害のための福祉用具として可能性はないかと尋ねたところ、直接レンズを通して物を見るのではなく、高感度のカメラで捉えた画像を目の前のディスプレイに投影した物を見ていることから、補装具には当たらず、阿蘇市として日常生活用具給付事業の手續を国に対して行ってはどうかという答弁をいただきました。

私なりに日常生活用具の3要件を調べてみました。夜盲で困っている方にこのMW10があれば、1つ目に普通の眼鏡と同様に安全で、かつ簡単に使用することができ、2つ目に就労の継続をより可能とすることだけでなく、災害時の避難にも役立つなど、障害による困難を克服し、自立に資するものと思われま。3つ目に、改良開発に当たっては専門的な知識が必要で、まだ普及していないものであることから3要件を満たしていると考えられます。日常生活用具給付事業は、障害のある方や難病の方に対して日常生活用具を給付または貸与することにより、日常生活の利便性の向上及び介護者の負担軽減を図っているところでございます。

また、さらに日常生活用具の用途についても、私なりに調べてみました。自立生活支援用具として情報・意思疎通支援用具としてもどちらも説明ができるように思います。視覚障害

者が用いることができる補装具は杖と義眼と眼鏡に限られ、他の障害者と異なり、視覚障害者に対する福祉用具は長きにわたり開発できずにいました。それがMW10 の開発によって夜盲症で困っている市民に明るい視野を提供できて、その生活の質を大きく改善できることは、視覚障害者にとって大きな希望になると思います。この取組は大分では宇佐市、由布市、中津市が取組をはじめ、熊本県でも天草市、また近隣の市町村でも始めるとの情報を聞いております。阿蘇市においても、患者さんにとって支援眼鏡は希望です。日常生活用具給付事業の対象となるようお願いいたします。市の見解を御答弁ください。

○議長（湯浅正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） 阿蘇市には移動に際して著しい困難を受ける方が外出する際に、本人あたりの支援を行う同行援護事業の利用者がおられることから、現在、日常生活用具給付事業の補助対象として令和3年度導入に向けて調整中です。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12番（森元秀一君） ありがとうございます。早く実施していただけるようお願い申し上げます。

次に、結婚に伴う新婚への引っ越し費用や家賃など、国と自治体で補助し、新婚さんを応援する結婚新生活支援事業、政府は同事業を少子化対策の柱の一つに位置づけ、来年度から補助上限額を現行の30万円から60万円に倍増させる方針を固めたと聞いております。公明党が取り組んできた新婚世帯への支援がさらに手厚くなったとのこと。婚姻日の夫婦の年齢がともに34歳以下とする現行制限を39歳以下に引き上げ、世帯所得340万円未満から世帯所得400万円未満に緩和するとありました。制度を巡っては、所得要件が厳しいといった声や晩婚化が進む実態にはそぐわないとの指摘もあり、今回の要件緩和はそれに応じたもの。内閣府の担当者からは、少子化対策の入り口に当たる結婚支援を充実させたいと聞いております。

先日行われました阿蘇市地域計画会議においても、人口減少に歯止めが利かず、2060年には阿蘇市では現在の半数1万4,643人になるとの試算です。自治体の負担も25%ありますが、何とか阿蘇で若者が住みやすい環境づくりをお願いいたします。昨年の阿蘇市の結婚実績とこの計画についての答弁を求めます。

○議長（湯浅正司君） 市民課長。

○市民課長（森永智保君） ただ今の質問にお答え申し上げます。

結婚の実績としまして、夫婦の両方または夫婦のいずれかが婚姻届の届出時点で阿蘇市に住民登録をしていた方、住民票があった方の昨年度（令和元年度）の届出件数は160件になります。過去5年間での平均件数が140件ほどで、例年に比べますと、昨年は令和元年の令和婚ということで件数が増加したと思われまます。

○議長（湯浅正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） 私からは事業のことで御回答させていただきます。

議員の発言にあったとおり、本事業に関しましては、令和3年度から国の補助事業の緩和とか、年齢の拡大とかが予定されているところです。こちらの手持ち資料によれば、国は補

助率 25%とはいうものの、個人負担まで含んだ 25%なので、実質は補助金の半分は市が出さなければいけないという感じになっております。国庫補助事業ではあるものの、全国的に着手されている状況が現しているように、自治体の負担の大きさと事業効果のバランスがまだ見込めていないこともあって、阿蘇市では来年度の事業申請は行っていないところです。今後、新型コロナウイルス感染症の影響で財政状況等も大変厳しいものになると予想されますので、現時点では状況を見極めていきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） 事業をする自治体の負担が重いということで、全体の 15%ぐらいにとどまっているようなんですね。補助額の 2 分の 1 を捻出するために、一度は事業を始めたものの、予算の都合から単年度で終了した自治体も多くあったと聞いております。内閣府においては、現在、来年度から都道府県を中心にモデル事業を公募し、採択された自治体の補助率を 3 分の 2 に引き上げる方向で検討を進めているようでございます。人口減少に歯止めがかかっているようなので、市においても前向きな検討をしていただけたらありがたいと思っております。よろしくどうぞお願い申し上げます。

続きまして、いじめ問題について質問いたします。この問題も令和元年 12 月議会にて質問いたしました。報道においては、いじめ件数が過去最多 61 万件に上るとありました。全国の国公私立の小中学校と特別支援学校は、2019 年度に認知したいじめは、前年より 6 万 8,563 件増えて、61 万 2,496 件となりました。過去最多を更新したことが 10 月 22 日、文部科学省の問題行動・不登校調査で分かったとありました。心身に深刻な被害が生じるなどの重大事態も 2 割増しの 723 件で最多、いじめ 1 件でも確認した学校は 82.6%とありました。特に小学校のいじめは増えているとあります。市においての実態はいかがか、答弁をお願いします。不登校を含むことも一緒に答弁をしていただきたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ただ今の御質問にお答えします。

ただ今の御指摘の内容につきましては、文科省によります調査の結果に基づくものではないかと思っております。例年、阿蘇市におきましても、同調査によるいじめの認知件数として確認されております。同調査の結果としまして、現在、小学校におきましては 15 件、中学校におきましては 7 件ということで合計 22 件、認知件数として把握しております。いじめの状態でございますが、すべての案件におきましては、学校で早期に適切な対応が取られて、現在は解消となっております。

不登校についてということで、阿蘇市においても近年多い人数で推移しておりますけれども、本年におきましては、小中学校合わせて 26 名、小学校 4 名、中学校 22 名ということで、12 名ほどが不登校傾向にあります。一部解消がありますけれども、多い状況が続いている状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） 今の実態は、やっぱり年々増えているということですか。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 年々、解消はあるんですけども、やっぱり多い状況になりつつあります。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12番（森元秀一君） 報道では、重大事態の分類は、大津市の中学2年の男子の自殺を契機として2013年に施行された「いじめ防止対策推進法」で規定された、心身や金の重大な被害、いじめによる相当期間の不登校の2つの定義があって、疑わしき段階でも認定するように求めているわけなんですね。ただ、認定に消極的な教育委員会と保護者のトラブルが絶えないと、この前の新聞に書いてありました。文科省は、2017年に被害者の訴えを尊重するとのガイドラインを策定、調査せずに重大事態ではないと断定できないと明記し、安易な否定を戒めたとありました。また、大勢の前でズボン脱がす行為やいじめによる転校も重大事態に当たるといった具体例も示したとあります。それでも、学校現場の意識改革は遅れているという指摘は絶えないと新聞でもありました。このあたりの現場の意識改革は、当市ではいかがでしょうか。文科省のSNS相談を全国で補助拡大に取り組んでいますが、その相談体制は、阿蘇市ではどうなっているか、お答えください。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ただ今の御質問にお答えいたします。

まず、意識改革です。いじめの問題につきましては、日頃から学校全体で子供と向き合い、少しの変化にも意識しながら注意しております。いじめの事象等がないかを確認して、未然防止の問題解決に取り組んでおります。まず、命より優先するものはないという意識の下、常に子供と寄り添う意識で進める必要があると考えております。

次に、相談体制でございますが、学校では、もちろん担任と、またスクールソーシャルワーカー、それからスクールカウンセラーと連携しながら相談体制を整えております。この中でも相談できないという場合は、児童生徒には熊本県の24時間のSOSダイヤルというのがございます。また、ネットの誹謗中傷の被害の相談先として誹謗中傷ホットラインということがありますので、子供たちに相談しやすい環境を周知しているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12番（森元秀一君） やはり子供たちのいじめという問題が年々こういった形で増えているものですから、教える側もそういった子供たちが学びやすい環境づくりをしっかりとお願いしたいと思います。

じゃあ、次の質問にまいりたいと思います。

やがて訪れる多死社会に備え、事前に自分の最後の迎え方を決める取組が広がっていると聞いています。特に、現在では核家族化が進み、高齢者の一人暮らしが増えていることもあり、自分自身が亡くなった後に、家族や親族に迷惑をかけないためにも、終活に取り組むべきでしょう。人生の最後を締めくくる前に、終活についての理解を深めておきたいものです。厚生労働省では、アドバンス・ケア・プランを人生会議と銘打って、取り組み始めたと聞いております。終活は、死を迎える準備をすることだけではありません。死というものに向き合うことで、今までの人生をどのように生きてきたかを見つめ直し、整理することです。今

しておいたほうがよいものを洗い出し、実行することに加え、これからの人生を有意義に送れるようにするため何が必要かなどを考える機会とすることは終活の目的になります。自治体が出しているエンディングノート、市町村がエンディングノートを積極的に配布する理由として、高齢者の増加、単身者の増加、空き家問題などが挙げられます。高齢者のサポートは、主に地域の福祉課や民生委員が行っています。しかし、高齢者は、特に単身高齢者に万が一のことがあったときに、本人の希望が分からないと、どうすることが本人にとって一番よいのかが分からず、周りが慌ててしまうことがあります。エンディングノートに様々な情報や個人の希望を書いてもらうことで、介護や相続、葬儀までを本人の希望通りにスムーズに行うことができるというメリットがあるのです。また、エンディングノートに取り組むことは、高齢者の今後の人生のためでもあります。過去を振り返り、現在の自分の状況を把握することで、残された人生をどのように生きたいのか。これからやりたいことは何かを考えるきっかけになるからです。どの自治体でも高齢者は増えており、今後ますます増えると予想されます。このような高齢者向けのサポートについての市の見解を御答弁ください。

○議長（湯浅正司君） お諮りいたします。やがて 12 時になりますが、12 番議員、森元秀一君の一般質問の時間がまだ残っておりますので、このまま続行したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） それでは、このまま続行いたします。

福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） ただ今の質問にお答えします。

議員が説明されたとおり、エンディングノート作成などの終活については、人生を終えるための作業ではなく、自分が自分らしく現在とこれからの見据える機会の創出、こういったものが目的であると聞き及んでおります。近年、数か所の自治体において、市独自のエンディングノートの作成、配布、記入、そしてその記入に関する講習会、こういうものまでの事業が試みられているとお聞きしております。また、おっしゃられたとおり、空き家対策や相続、こういうものの問題の解決にも関係しているようです。自治体におけるエンディングノートに関しましては、今言ったとおり、幅広い範囲の情報を必要とし、市の中でも複数の部署で関係する事項と思われるので、まずは状況を確認させていただきたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） このエンディングノートは、2010 年にメディアや新聞など、様々な媒体で紹介されて、全国に認知されたと聞いております。そのエンディングノートの必要性が理解され、大手出版社や金融機関、葬儀社、NPO 法人など、多種多様な業界から出版されております。その影響もあり、エンディングノートの普及率は急激に伸び、高齢者世帯では 90%を超える認知度となり、普及率も 80%を超えていると聞いております。また、2030 年に今よりも高齢化社会がさらに進行し、50 歳以上の男性の 3 人に 1 人は未婚者になるという推測が内閣府より出ております。また、葬儀社の調べでは、そう遠くない将来に高齢者の 2 人に 1 人は孤独死をする可能性があるという統計が出ており、生涯未婚率や 50 歳以上

の一人暮らしの率も年々増加しております。親が亡くなっている、子供がいない、家族がいないなど、一人で終末期を迎える方にとって、自分の足跡を残すためにもエンディングノートを書くことが必要だという形でも聞いております。ただ、家族がいても、離れて暮らすことが多くなった現在では、自分が望むことや財産のことまで話すことも少なくなり、亡くなったときに、遺族が相続で困ってしまうことが多々あります。そんなときに、自分の遺産はこうしてほしい、財産はこうになっているなど、エンディングノートに書き残しておくことで遺族へのトラブル防止になり、遺族が心から喜んでもらえる結果となることから、エンディングノートを書き残すのは大変重要だと考えますが、もう一度、福祉課の答弁をお願いします。

○議長（湯浅正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） 今、おっしゃられた内容については、やはり本人、これからを見据える部分で重要な要素であり、生きる上での力にも逆になっていくのかなと思います。ただ、先ほど申し上げたとおり、今、福祉課だけでこれをつくるという部分も難しいですし、市販の部分があったりするのに、自治体がなぜ自治体独自に取り組んでいるのかというのも、そういうことも全部検討しながら取組を決定していきたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12番（森元秀一君） よろしく願いしておきます。

それでは、次にやはりお悔やみコーナーの設置についてお伺いをいたします。令和元年の9月議会にもお悔やみコーナーの設置の質問をいたしました。死亡届の提出に伴う手続は、国民年金や介護保険など、数多くの担当課にまたがります。死亡手続の簡素化、遺族に寄り添った支援として、お悔やみコーナー設置を提案しました。各自治体でも結構やっているところがあるんですが、各種手続のオンライン化、窓口業務の一元化の推進、本当に1つの窓口に行って、全部相談ができるという形がやっぱりいいのではないかなと思います。そのときの市民課長の答弁は、実際に行えるような体制の見直し、組織の見直し、関係機関との調整、物理的なスペースの設置を鑑みて、今後の課題といたしますという答弁でした。その後の市民課の進捗状況をお尋ねいたします。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） お疲れさまです。

令和元年9月の議会におきましては、市民課のほうで答弁させていただきました。しかしながら、今回のお悔やみコーナーの設置につきましては、先ほど福祉課長も申しましたように、エンディングノートは複数の課にまたがるということで、総務課のほうで答弁させていただきます。

エンディングノート、それからお悔やみコーナーという部分につきましては、死亡届の手続については、議員がおっしゃいますように、本庁ですと10の課にまたがるということで、それらに届出に來られた方を御案内をしているところがございます。今の現状でございますと、昨日の議会答弁にもありましたように、執務のスペースも限られているということもございまして、またシステムの整備も必要になってくるということもございまして、そうい

った課題整理に今時間を費やしているということで、実現には至っていないというのが現状でございます。これまで、そういった庁内の業務見直し等につきまして、各課の報告のヒアリング等を行ってきた中でも、議員がおっしゃるような高齢化社会の部分に対しての行政課題についても意見が上がってきているところでございます。

このお悔やみだけに限りますと、職員も今後大幅な増員ということは見込めないというところもございまして、なかなか厳しゅうございます。業務効率の観点からも住民異動等も含めたお悔やみコーナー、そういったワンストップの窓口の設置を考える。それから、窓口のフロントオフィスの部分と、バックオフィスの部分で切り分けをして、フロントオフィスの部分を外部委託によって対応している自治体も全国の中にはあるということで、そういった他市の導入状況をしっかり見極めながら総合的な判断が必要になってくるのではと感じているところでございます。

一方、内牧支所、波野支所におきましては、ほぼワンストップ窓口のような状態で、いろいろな課をまたがることなく、そういった対応ができていますけれども、今後の業務見直しの中で市民の方々が利用しやすい、特にお亡くなりになられて、出生と違って、死は突然訪れるということでもございますので、議員がおっしゃるように、市民の方に寄り添った対応ができないか、お悔やみコーナーの設置も含めた窓口の設置について、議論、検討を深めてまいりたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12番（森元秀一君） これで終わりますが、本当に市民が安心・安全で住める環境づくり、あと本当に楽しく生活できるような環境づくり、子供たちが本当にしっかり学べる環境づくりをお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（湯浅正司君） 12番議員、森元秀一君の一般質問が終わりました。

お諮りをいたします。午前中の会議をこの辺でとどめたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） それでは、午後1時から再開いたします。

午後0時08分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（湯浅正司君） これより、午後の会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

15番議員、五嶋義行君の一般質問を許します。

五嶋義行君。

○15番（五嶋義行君） 15番議員、五嶋義行です。

今期最後の質問者となりました。12月議会ですので、今年最後の質問者ということで1年を振り返ってみますと、本当に今年はコロナ、コロナでの1年であったかと思っております。

地震からの復興の最後の課題であった北側復旧ルートも開通し、同時に国道 57 号現道も開通し、非常に最高のアクセスルートができたと思って、楽しい年末になるかなと思ったところが、コロナの影響でこんな状態でありました。そんな中で、今年、私は、今回の通告書にありますように、非常に大きな課題を局面とした質問をしております。その中で、今後、阿蘇市がどういう進み方をするのか、それを探りながら質問をしたいと思っております。

まず、一番最初の通告書にありますように第 2 次阿蘇市総合計画後期計画策定についてということで、移住定住総合支援の構築で地域ブランド調査の内容、総合ランキングはということとで通告しております。

人口減少社会、出生数より死亡者が多く、継続して人口が減少していく現象で、阿蘇市も例外なく人口減少が訪れております。阿蘇市の定住人口を増やすためには移住者を何とか確保しなければならない。そんな中で、地域ランキングというのがありまして、そのランキングの内容と、阿蘇市の今位置している位置取りを教えてください。よろしくお願ひします。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） それでは、地域ブランド調査ということについてお答えさせていただきます。

この調査につきましては、ブランド総合研究所というところが年に 1 回実施している調査でございます。2020 年度で大体 15 回目という形になります。調査対象としましては、全 792 の市、それと東京 23 区、それに 185 の町村を加えました 1,000 市区町村を対象に、認知度、魅力度、84 項目にわたる設問で 1 人 20 地区についてのアンケート調査、インターネットでのアンケートをされておまして、2020 年度は 3 万人の有効回答という形で集められております。

阿蘇市のその中の位置づけとしまして、過去の資料をインターネットで見たんですが、2014 年が全国で 67 位、2015 年が 88 位、2016 年が 76 位、2017 年がネット上で検索ができませんでしたので、数字が出てきておりませんが、2018 年、2019 年と、その 2 年間については 100 位以内に入っていないと。今年度については 50 位までしか公表がなされておられないので、50 位以内にも阿蘇市については入っていないという状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 全体の割合にしてはかなり上位であるかなと思っておりますが、第 2 次総合計画で阿蘇市が目指す順位はどういうところを目指そうとしておりますか。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 今回のこの地域ブランドの目標設定については、総合計画というよりも、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」のほうで目的を定めさせていただいております。平成 27 年に設定させていただきました目標としましては全国 50 位という形で、直近が 67 位でしたので、50 位以内にはどうにか入れたいということで目標を定めたという状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 今回の市政報告、市長の所信表明にもありましたが、オンリーワンの阿蘇市ということで標榜しておりますので、阿蘇市はやっぱり全国に1つしかないオンリーワンなんです。オンリーワンを目指すならば、ナンバー1 を目指して、全国から阿蘇市に移住者がどんどん増えてくるような施策を考えなければと思いますが、いかがですか。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 気持ち的にはそういった形でトップを目指していきたいということではございますが、やはり5年間の目標設定でございますので、どうか努力すれば届く位置を目標設定させていただいて、そちらに近づけていくという形で、ただ取組方法、また気持ち上はトップを目指す形で進めていかなければ、その目標設定にもたどり着かないと思っております。目標設定数値は手が届く数値を出させていただいて、取組については全国トップを目指すような取組でいきたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） これは別件ですが、農林水産省の地域活性化対策事業というのがありまして、ニュースで見たら、全国6か所で就農とか移住希望者に対して農業研修が行われています。その中で、阿蘇郡では小国町がその6か所に入っていたわけですが、どうしてそのとき阿蘇市が入っていなかったのかと素朴な疑問を持ったものですから、この地域活性化事業というのがどんなものか分かったら教えてください。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 申し訳ございません。その部分の資料の手持ちを持っておりませんので、事業内容については把握できておりません。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 何かで見て、そういう事業があつて、隣の小国町がそれに参加しているのに、参加していないのはちょっと残念だなと思いましたが、質問しました。

それでは、次の質問に移ります。

次の阿蘇市のSDGsについてということで、菅総理が就任早々、2050年温室効果ガス排出ゼロというのを打ち出しました。そこで、阿蘇市の、いわゆる具体的な活動はどういうことかという質問ですが、地球温暖化の影響で、台風の大型化、豪雨が頻発し、毎年のように死人の出る大きな災害が発生しており、地球に住む人間として、一人一人が何かをしなければいけないという思いで今回の質問に至りました。そういうとき、阿蘇市が具体的に温室効果ガスを減らす活動としてどういうことができますか、質問いたします。

○議長（湯浅正司君） 住環境課長。

○住環境課長（藤田浩司君） ただ今の御質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、近年、台風や豪雨など想定を超えた気候災害が頻発している中で、人々の命や暮らしを守るためには、やはり地球温暖化対策は喫緊の世界共通の課題ということで、国連が定めたSDGs、この中にも達成すべき目標として定めてあります。

地球温暖化対策といたしまして本市の取組でございますが、まず熊本市を中心とした18市町村で構成する熊本連携中枢都市圏というものがございます。この枠組みの中で広域的な

取組を進めております。特に 2050 年ゼロカーボンにつきましては、この中で国よりも一早く令和 2 年 1 月には宣言を打ち出しております。特に本年度につきましては、温暖化対策の実行計画を策定する予定となっております。策定後は、その計画に基づき、CO₂ 排出ゼロに向けて行政・市民・事業者など一体となった対策を進めていくことになっております。

具体的には、これまで阿蘇市では、本庁や内牧支所に電気自動車の急速充電器を設置して、開放しています。その他、ソーラーカーポート、これは太陽光発電を屋根に載せた駐車ポートなのですが、こちらは、道の駅阿蘇とか、四季彩いちのみやなど、7 施設に設置を終えております。また、天ぷら油などの家庭用廃油につきましては、バイオディーゼル燃料として活用ができますので、この回収ストックを行い、専門業者に提供する事業も進めております。今後、さらには木質のバイオマスボイラーあるいは水力発電等についての導入の可能性を検討していきたいと考えています。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） いろいろと CO₂ 削減に関してやっておられると。一つ、農業に関しても、有機資材を土壌にたくさん入れると、土壌が炭素貯留率が高まって、CO₂ を吸収するということがありますので、有機農業の推進もぜひその中に入れてほしい。田んぼや草地に有機質の肥料を使うと、そういう効果が高くなります。そして、もう一つは、森林が CO₂ を吸収しますので、そういう意味で草原再生をもっと積極的に進めるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 住環境課長。

○住環境課長（藤田浩司君） 土壌の炭素吸収につきましては、草原再生協議会で研究報告がなされております。ちょっと紹介させていただきますと、阿蘇の草原につきましては、火山灰と腐食でできた黒ボク土と言われるものに覆われております。これは、1000 年以上前から続けられてきました野焼きにより炭が土壌に蓄積することで生成されたもので、炭素含有率が格段に高く、世界でも類を見ない極めて膨大な炭素蓄積地帯ということになっております。これら炭素の 1 年間の吸収量につきましては、阿蘇地域全体の野焼き草原面積 1 万 6,351 ヘクタールに換算しますと、阿蘇地域全世帯の 8 割から 9 割に相当する約 2 万 1,000 世帯が排出する二酸化炭素を草原が吸収・固定している計算になるということでございます。つまり野焼きによる草原の維持活動、これが地球温暖化防止の役割も果たしているということが明らかになってきております。したがって、先ほどの農地の有機農業のための土壌に炭素を蓄積するといった取組についても、今後検討していきたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） CO₂ 問題をいろいろ勉強しておりますと、二国間オフセットとクレジット制度という言葉が出てきますが、そのことについて説明ができますなら、お願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 住環境課長。

○住環境課長（藤田浩司君） オフセット・クレジットにつきましては正確には把握しておりませんが、炭素排出ゼロの考え方といたしましては、排出を極力ゼロに近づける。それと、

吸収についても進めていき、排出と吸収をニュートラルな状態にする、カーボンニュートラルという考えがございます。阿蘇市としましては、やはりこういった国立公園内でもありませんし、自然環境が豊富でございます。こういった地域の特異性を武器とし、環境保全という観点で地球温暖化に貢献していきたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15番（五嶋義行君） さっきから草原が世帯数の8割から9割のCO2削減に貢献しているということ。これは、非常に大事なことで、ありがたいことなんです。ですから、これは、熊本県下でも、全国に対してでも、その辺を大きくアピールして、阿蘇市がランキング上位になるように、こういうふうに阿蘇市はすばらしいところですよというのを宣伝してもらいたいと思います。今、課長が言われたような取組をもっともっと進めて、市民一人一人がCO2削減に対して意識が高まるような教育もよろしくをお願いします。

次の質問に移ります。

次は、国道57号北側復旧ルートについて冒頭でも述べましたように、非常にありがたい道路が10月3日、待ちに待って開通、同時に現道も開通しました。本当にすばらしいアクセスルートの開通となり、立派なトンネルを短期間で掘り通していただきました関係機関には感謝の言葉しかありません。本当にいい道路をつくっていただいたと思っております。

しかし、最初は、北側復旧ルートは国道57号の復旧ルートだということで、国道ですから歩道もあるし、自転車も通れる道路ですよという話を聞いておりましたが、いつの間にか、完成したときには自動車専用道路になっておりました。この経過がどなたか分かりますならば教えていただきたい。

○議長（湯浅正司君） 土木部長。

○土木部長（吉良玲二君） 失礼いたします。

ただ今の件でございますが、北側復旧ルートは、議員がおっしゃいましたような感じでございますが、国道57号の別線ルートとして当初整備が行われておまして、一方で国道57号現道は、大規模崩落箇所の砂防工事と連携して復旧が進められ、交通規制はあるものの、車道と歩道の復旧が可能となりました。そのため、北側復旧ルートのトンネルが、延長約3.7キロメートルと長く、勾配も4%となることから、軽車両や歩行者を国道57号現道に分担させることで、トンネル内の安全性を考慮し、自動車専用道路になったと聞いております。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15番（五嶋義行君） 大体そのようなことかなと思いましたが、おかげで中九州高規格道路の推進が早まったかなと。あれが自動車専用道路になった。滝室坂も恐らく自動車専用道路でしょう。そうすると、中九州道の入口はある程度筋道がたったから、あとは阿蘇谷のどこを通るかが決まって、推進が早まるかなと思いましたが、土木部長、いかがお考えですか。

○議長（湯浅正司君） 土木部長。

○土木部長（吉良玲二君） 中九州高規格道路でございますが、12月12日だったと思えますけれど、合志のほうで杭打ち式があると思えますし、波野のほうは坂梨までできていると

いうことでございます。ただ、ルート設定等につきましては、北側復旧ルートと現道と一緒に安心して安全と災害の防止のためでありますので、最終的には通ると思いますが、まだどこを通るかは全然未定の状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15番（五嶋義行君） 部長、ありがとうございました。

続いて、(2)番、既存道路との接続、改良ということで通告しております。非常に立派な道路と本当に思いますが、今、国道57号から入るところがやはり日曜・祭日になると、待機車線が短いものですから、こっちの市ノ川のほうから行くと、かなり長い間、あそこで渋滞をしております。かといって、車帰インターチェンジで上ろうとするためには、なかなか道が通っていない。今、阿蘇市が一番望むのは8メートル道路の延長です。広域農道が早く菊池赤水線まで出ていくと、よりスムーズなアクセスができるかと思っておりますので、広域農道の進捗を教えてください。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 失礼いたします。

広域農道整備事業の進捗状況という御質問でございます。現在、赤水バイパス工区ということで約1キロでございますけれども、そのうち今年度事業推進を行っている区間といたしまして、県道河陰阿蘇線交差点の西側から蘇水館横の市道の手前までの213メートルを、路床工また舗装工を執り行う計画としております。当初、年明け1月末に舗装工事まで完了する予定でありましたけれども、県に確認いたしましたところ、年内に完了しまして、通行が可能になる見込みと聞き及んでおります。まずは、年末年始の交通量増加に対応ができるものということでございます。また、残りの800メートルでございますけれども、こちらの整備が残っておりますが、当初、令和3年度中に着工見込みということで計画をいたしておりましたけれども、阿蘇中部3期地区といたしまして整備のめどがついたところでございまして、残延長区間800メートルのうち、200メートル分の路床工を、今年度中に前倒しいたしまして、今年度工事発注の予定をいたしております。残りを含めまして、令和3年度中にバイパスの区間全線が完了予定ということで進めさせていただいているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15番（五嶋義行君） 以前から何回か令和3年度という言葉は聞いていたんですが、本当に令和3年度で完成するかなという思いがありまして、再度の確認であります。今、課長が言明したように、令和3年度で完成すると。一日も早い完成ができますように、よろしくをお願いします。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 令和3年度中にバイパス全区間開通と、完了予定という形で申し上げますとおり、あくまでも現在予定という形で進めさせていただいておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15番（五嶋義行君） 北側復旧ルートも令和2年度中ということでやっておりましたが、

令和2年10月3日には開通しました。そのように、何年度といっても、次の年の3月31日までではなくて、できるだけ早く完成するように、地元としての協力も精一杯やりたいと思いますので、よろしくお願いします。

次の(3)の赤水温泉の復活はということで、これも何回もまた聞きよるかというぐらい聞いておりますが、毎回、白雲山荘が赤水温泉として地域に開放するという話を聞いておりました。なかなか白雲山荘ができていない。ところが、ごく最近あそこに何か建物が建ちました。あれがそうかと思い、近くまで見に行くと、あまりにもという気がしますので、改めて質問しますが、白雲山荘はどういうふうになっておりますでしょうか。

○議長(湯浅正司君) 観光課長。

○観光課長(秦 美保子君) 御回答します。

今1期工事としてできております三階建ての茶色い建物は、ビジネスタイプの宿泊棟というところで、48室を今建てています。2期工事はこれからされるということで、その工事が本館になるということで、あと別にグレードが高いタイプの12室と、ホール、レストラン、御期待の浴室が整備されるということで来年8月31日のオープンを目指すということで運営会社にしっかり聞きました。一応来年8月31日を目指すということです。

聞きたいのは赤水温泉のことですね。赤水温泉が地元の人が使えるかという話ですが、やっぱり宿泊専用のお風呂にしたいんですが、地元の方々は入浴できるようにいたしますということで、地元の方ということが分かるものを御提示することで入浴可能とする考えでいますということでした。

○議長(湯浅正司君) 五嶋義行君。

○15番(五嶋義行君) かなり具体的な答弁をいただきました。8月31日にオープンですね。そして、そのときに温泉もできるわけですね。赤水温泉、平成16年12月に蘇水館の代替施設、蘇水館をつくったときに地元に対する迷惑施設だから、ありがたい施設をつくるということで、旧阿蘇町が覚書を書いております。それも、5年以内に温泉センターをつくらせてやると。平成16年だから、平成21年12月までには本当はできておかなければいけなかった。それどころではなくて、たくさん災害があって、なかなかできていない。そして、赤水温泉という看板もずっとある。あれは、白雲山荘が昔から赤水温泉で売り出したから。だから、それを考えると、本当に待ちに待った赤水温泉が復活するかなという思いでおりますので、どうか8月31日の予定が遅れないように、また、大きな災害が起きないように願っております。課長、一言何か言って。

○議長(湯浅正司君) 観光課長。

○観光課長(秦 美保子君) 社長になりますでしょうか、お話をさせていただいて、しっかり地元の食材を使った食に力を入れた施設を目指しますということで、私も時々電話をかけて、達成いただくようにしたいと思います。

○議長(湯浅正司君) 五嶋義行君。

○15番(五嶋義行君) 先ほどの覚書ということもあります。合併前の町村が約束したことは新しい市になってからも約束が残りますので、よろしくお願いいたします。

次の4番目の質問に入ります。図書館についてということで、これも何回か質問しました。今回は、新刊の選択は、いつ、どこで、誰が、どのようにやるかという質問ですが、忙しい合間を縫って、図書館に行き、本を探すのは楽しみなことです。図書館に入って、一番先に目につくのが新刊の棚ですね。新刊書にやっぱりどうしても目がいきます。読んでみると、自分の好みもあるんでしょうけれど、また好みに合ったものを選んだつもりで読んでも、何だこの本はと。何かなかなかのれなくて、苦勞するような本もあります。それかという、感動するような新刊もありますが、その新刊書をどういう形で選んでいるのか、お聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ただ今の御質問にお答えします。

新刊の図書等については、本の選定作業を選書と言いますが、これにつきましては、阿蘇図書館、一の宮図書館のそれぞれの図書館の図書司書が行っております。また、司書が選定するほかに、地元の書店からの要望とか、図書館の利用者からのリクエスト等もありまして、その中からも適正なものを選定させていただいております。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15番（五嶋義行君） 選定するとき、何か一言この本はこんな本ですよと、もうちょっと説明文があるといい。まず私は表紙の絵を見て、1枚めくると、ちょっと内容が書いてありますので、それで、ああ、これは面白いかなと思って見るんですが、もうちょっと説明文が入るといいかなと思いますが。そのことと、この新書の図書館費に対する割合は、どれぐらいの割合、費用を使っておりますか。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 新刊については、図書館に説明をよく見てもらうような工夫をしてもらうように指導したいと思います。

昨年度におきますと、図書購入費が700万円ということで、4,000冊ほど買わせていただいております。大体通年600万円、700万円ぐらいの図書をそれぞれの図書でやっております。阿蘇図書館が今8万冊、一の宮が5万冊ありますので、大体その比率でいいですよと、200分の1とか、100分の1とかですね。全体の毎年4,000冊ぐらいということでございます。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15番（五嶋義行君） そして、もう一つ、これはお願いですが、休館日、図書館の休館が結構多いんですよ。貸出しだけでもしてくれると助かるかと。あれで3人か4人いらっしゃいますが、休暇を取るにしても2人いればいいと思うんです。もうちょっと休館日を減らしていただけないかというお願いですが、それはいかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ただ今の御質問も、市長への手紙とか、「ハイ、市長です。」も何回か質問やお尋ねがっております。一応2人でということで、早番と遅番がありますので、2人では難しい部分がございます。休館日を月曜日としておりまして、月末を図書の点検の日にしております。それから、年末年始もありますので、大体決まりにそった休み方で

しております。図書館の運営を民間に指定管理者制度で代行してもらいますと、そうした柔軟な体制ができると思いますけれども、今いる職員の中で、十分市民に図書を読書してもらような環境づくりに努めてまいりたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 民間に経営委託するということは、佐賀県の武雄市が図書館をT S U T A Y A に任せたという例がありますので、柔軟にいろいろ考えていただいて、いい方法を探していただきたいと思います。

図書館に関しては、以上です。

次、あと1つですが、新型コロナウイルス感染について、発生から約1年たちました。1年たって、新型コロナウイルスに対する勉強がどの程度できたか。分かったこと、分からないこと。当初は、治療薬とワクチンができれば、大体普通のインフルエンザぐらいにはなるだろうということで過ごしてきました。なかなかそうではなくて、時間がたつほど何か悪くなるような気がします。なぜ新型コロナウイルスは特別か、それも含めて、医療センター事務部長にお尋ねいたします。

○議長（湯浅正司君） 阿蘇医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（井野孝文君） お疲れさまです。

ほけん課から回答が用意してあったんですが、よろしいですか。

○15 番（五嶋義行君） どっちでもいいです。

○議長（湯浅正司君） ほけん課長。

○ほけん課長（古閑茂雄君） 失礼します。

新型コロナウイルス、分かったこと、分からないことということですがけれども、状況的にいいますと、第1波、第2波、第3波と、今どんどん感染者が増えている状況でございます。中でも、最近ではちょっと重症者も出ているということでございます。薬とワクチンというお話ですがけれども、薬に関しましては、軽症者につきましては、対応としましては対処療法ということでやっております。重症者に関しては、アビガンとか、そういった薬を使用されているということになっておりますけれども、この薬の状況ということですがけれども、そのあたりが正直、我々でもよく分からない状況でございます。ワクチンに関しましても、今、イギリスであったり、アメリカであったり、そちらで開発が進められております。先日もテレビで最初のワクチン接種が報道されましたけれども、ワクチンに関しましても、今後副反応とか、そういうところが検証されていくだろうと思っております。薬にしる、ワクチンにしる、解明されていくのはこれからではないかとは思っているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 感染者から回復者、回復者の率というのは結構高いんですね。86%ぐらいが回復されておりますが、そのほとんどがやっぱり軽症者で、対処療法で治っているわけですか。

○議長（湯浅正司君） ほけん課長。

○ほけん課長（古閑茂雄君） 先日の市政報告会の中で甲斐院長から資料が出されております。

すけれども、概ね軽症の8割の方は改善されているという御報告をいただいているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15番（五嶋義行君） それで、この新型コロナに対してはワクチンが今からだということではありますが、いろんな情報を見ていくと、来年の3月頃には日本もワクチン接種ができるようになるのではないかという情報ですが、それはいかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） ほけん課長。

○ほけん課長（古閑茂雄君） ワクチン接種に関しましては、まだ国からの詳細な情報が我々には届いてない状況でございます。ただ、新聞報道でありますように、国では、来年、年明けにはワクチンを配布しまして、接種をしたい。その費用については、国費で対応したという報道がなされているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15番（五嶋義行君） 今の状況でいくと、なかなか誰が持ってきたか、誰が移したか分からないという状況で、簡易な検査がもっと手軽にできれば、検査して、陰性証明書を持っておけば、もっとオープンなつきあいができるかと思います。前、テレビを見ていたら、東京駅前で1,980円の検査ができるという話ですが、あれは東京都だけに限ったことですか。

○議長（湯浅正司君） 市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） 今、議員が言われたように、東京都で2,980円、その次の日に1,980円が出ました。これも専門家によりますといろいろ問題点がございまして、陽性になった方は行政機関に届ける義務がないんです。ということは、本人は陽性と分かりますけれども、東京都なら東京都が何人と今毎日発表していますが、その中にカウントされるかどうかはまだ不透明な部分もございます。したがって、そういうことも踏まえて、今、国でも検証をやっていますし、その検査自体が正確かどうかはまだ検証があっっていますので、その部分についての回答というのは難しいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15番（五嶋義行君） この新型コロナはまだまだ分からないところがありますが、できるだけ早く解明をして、みんなが普通の生活を取り戻せるように願いたいと思います。部長、ありがとうございました。

そういう思いを込めて、平穏な来年が来ますことを祈りながら、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（湯浅正司君） 15番議員、五嶋義行君の一般質問が終わりました。

以上で、一般質問を終了します。

日程第2 委員会の閉会中の継続審査（調査）について

○議長（湯浅正司君） 日程第2「委員会の閉会中の継続審査（調査）について」を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長、議会広報特別委員長及び議会活性化特別委員長から会議

規則第 111 条の規定によりまして、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査（調査）の申出があります。

お諮りをいたします。各委員長の報告のとおり、閉会中の継続審査（調査）をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。今期定例会に付議された事件は、すべて議了いたしました。よって、会議規則第 7 条の規定によりまして、本日をもって閉会をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、令和 2 年第 6 回阿蘇市議会定例会は、本日をもって閉会することに決しました。

着座のままで失礼いたします。令和 2 年第 6 回阿蘇市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

今期定例会は、11 月 27 日開会以来、本日まで 15 日間にわたり、提案されました本年度補正予算をはじめ、諸議案について終始極めて熱心に審議をいただき、本日ここに全議案を議了いたしまして、無事閉会の運びとなりましたことを議長として厚くお礼申し上げます。

執行部各位におかれましては、今期定例会において成立いたしました諸議案の執行に当たりましては、各常任委員長報告をはじめ、会期中の各議員の意見を十分尊重していただき、市政各般における向上を期し、さらに一層の熱意と努力を払われるよう希望するものであります。

また、会期中は新型コロナウイルス感染症対策対応での議会運営に終始御協力をいただきました議員並びに執行部各位に対し、心からお礼を申し上げますとともに、一日も早く収束することを願うものであります。

終わりになりましたが、阿蘇地域もこれから一層寒さが厳しくなります。皆様方にはくれぐれも自重、自愛くださいまして、無事御家族とともにすがすがしい新年を迎えられますようお祈り申し上げ、閉会の挨拶といたします。

以上をもちまして、令和 2 年第 6 回阿蘇市議会定例会を閉会いたします。

本日は、大変お疲れさまでございました。

午後 1 時 47 分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により下記署名する。

令和 2 年 月 日

阿蘇市議会議長

阿蘇市議会議員

阿蘇市議会議員